

令和5年度ヒアリ侵入・定着防止対策検討等業務
仕様書

1. 業務の目的

要緊急対処特定外来生物ヒアリ (*Solenopsis invicta*) が、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受けて、科学的知見を踏まえつつ効果的・効率的な対策を検討し、地方自治体の担当者等の使用を想定した同定・防除に関するマニュアル等を整備した。さらに、平成30年度から令和4年度の同業務において、新たに得られた知見等を加え、上記マニュアル等を更新した。

本業務は、ヒアリの定着が社会生活および生態系等に著しく重大な影響を与えることを鑑み、国際的な侵略的外来種対策に関する議論も踏まえつつ、ヒアリ侵入・定着防止のための対策に資する知見をさらに収集整理し、専門的観点から検討を加えるとともに、検討結果を踏まえて必要に応じてマニュアル等の作成・更新を実施するものである。

2. 業務内容

(1) ヒアリ対策専門家会合の開催・運営等

ヒアリ対策専門家会合の開催・運営を行う（1回、Web会議での開催を想定）。専門家（別記リスト5名）に対し、謝金を1人につき1回当たり17,700円を支給するものとする。また、各会合の開催及び運営に係る以下の作業を行う。なお、会合の出席者は、上記専門家5名及び関係行政機関等の関係者25名程度（専門家以外の出席者は環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と協議の上、決定）の計30名程度を想定している。

- ① 各専門家や関係者の出席依頼、日程調整
- ② 会合における資料（A4版・白黒50頁程度・両面印刷・30部程度）の作成（参加者には事前に資料データ及び印刷した資料を送付すること。）
- ③ Web会議のホスト及び開催に必要な機材の準備、委員への操作説明等の会合の開催に必要な一切の事務の実施
- ④ 会合の司会・議事進行等の会合運営にかかる業務の実施
- ⑤ 議事録・議事概要の作成及び必要な場合は対応案の作成

会合における資料については、昨年度までのヒアリ対策の状況や議論、並びに後述の(2)～(3)で整理した情報を踏まえるとともに、環境省担当官の指示のもと専門家等の意見を聴取した上で、作成する。また、議事録・議事概要等は、環境省担当官及び出席した専門家の校閲を経た上で、会合終了後1ヶ月以内に、電子媒体で環境省に提出するとともに、会合に出席した専門家へ送付する。

別記リスト（専門家）

所属等	最寄り	等級
ふじのくに地球環境史ミュージアム教授	静岡県 静岡市	3～6級相当
国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対策研究室室長	茨城県 つくば市	3～6級相当

国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対策研究室主任研究員	茨城県 つくば市	3～6級相当
琉球大学農学部・鹿児島大学大学院連合農学研究科教 授	沖縄県 那覇市	3～6級相当
兵庫県立大学自然環境科学研究所特任教授	兵庫県 三田市	3～6級相当

(2) 港湾等における水際対策強化の検討

①港湾等のリスク評価

「全国 65 港湾で環境省が実施するヒアリ確認調査において作成している、港湾ごとの管理状況を記録した個票」や「衛星写真」等をもとに、港湾ごとのヒアリ定着の危険度を評価するとともに、物流量や輸入元等に依るリスクの多寡について、過年度検討業務等を参照して評価する。評価結果については、全国単位その他、ヒアリ確認調査に係る業務を発注している地方環境事務所等の単位で取りまとめること。評価の方法としては、環境省担当官と協議するとともに、過年度の評価結果との比較を含めること。

また、ヒアリの確認事例について、環境省が提供する情報をもとに、確認の状況や対応状況、事例ごとに明らかになった課題等を整理すること。

以上を踏まえて港湾等の水際対策の課題と対策の方向性を整理すること。

②新規技術の検討

港湾等のモニタリング調査で有効とされている技術の実証を行う。実証の対象とする技術については、海外で導入例のあるヒアリ探知犬を想定する。

ヒアリ探知犬については、別途「令和 5 年度港湾等におけるヒアリ確認調査手法検討等業務（仮称）」において、実施される試験的な調査結果等を踏まえ、これまで港湾調査等で用いられている調査手法と比較するとともに、導入に当たっての課題を整理すること。実証を行う対象地としては、東京都内で計 6 日程度の作業量を想定するが、環境省担当官と協議の上で決定すること。

③専門家への現地ヒアリング

上記②の検討を実施する際には、専門家会合の委員等を始めとした有識者（3～6 級程度、全国）を招聘し、対策現場におけるヒアリングを実施することとする。ヒアリングは計 6 回程度で、各回 2 時間程度・2 名程度に対して実施し、その際、旅費を「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下「旅費法」という）に準じて支給するとともに、謝金として 7,900 円／人・時間を支払うものとする。

(3) 生物多様性条約関連会合に係る会議対応の支援

過年度に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議の結果を踏まえて、ヒアリを始めとした非意図的に侵入する侵略的外来種に関連する国際的な議論等を基に、年度内に開催予定の第 25 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA25）等の生物多様性条約関連会合において議論予定の議題に関連し、環境省担当官の指定する情報について、生物多様性条約における外来種等に関する議論について知見を有する有識者から意見聴取すること。意見聴取は 1 回程度（2 時間程度）を想定し、WEB 会議により実施することとし、1 時間当たり 7,900 円の謝金を支給する。

(4) 同定・防除に関するマニュアル等の更新

(1) 及び(2)の結果等を基に、既存の「ヒアリ同定マニュアル Ver.3.0」(https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiaridoutei_Ver.3.0.pdf、A4・カラー・両面・21頁、以下「マニュアル」という。)、及び「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.4.0」(https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.4.0.pdf、A4・カラー・両面・31頁、以下「考え方」という。)、必要に応じ「考え方」の別冊として過年度に作成した「港湾におけるヒアリ対策指針」を、更新・追記することとし、作成した内容を電子媒体で環境省に提出する。

「マニュアル」・「考え方」いずれも環境省担当官と調整の上で作成した変更案を(1)の専門家会合において提示し、専門家会合の意見を踏まえて必要な修正を行い、再度環境省担当官の確認を経た上で最終稿とする。

3. 業務履行期限

令和6年3月29日(金)まで

4. 成果物

請負者は、業務結果を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

- (1) 報告書：18部(A4版130頁程度)
- (2) 報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚
- (3) 提出期限：令和6年3月29日
- (4) 提出場所：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (3) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度ヒアリ侵入・定着防止対策検討等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「ヒアリ侵入・定着防止対策検討等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 外来生物対策係

([TEL:03-3581-3351](tel:03-3581-3351)(内線 6683))

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。